

2020. 8

## 1、はじめに

民法の債権法に関わる部分が改正され、2020年4月1日から施行されました。前号では、売買契約に関わる改正のうち、契約不適合責任と保証について、説明させていただきました。今号では、解除、危険負担、譲渡制限特約、契約成立時期について、説明させて頂こうと思います。

## 2、解除

見たことがある方も多いと思いますが、どういう場合に契約を解除できるのか、どういう事実が発生した場合に、誰が、どういう手続きをとれば、契約を解除できるかについて通常は契約に規定します。たとえば、相手方が契約に違反した場合は、2週間以内にそれを治癒するように催告し、それでも違反が続く場合に限り通知により解除ができることにしたり、相手方が契約に違反した場合はその理由に関わらず催告することなしにただちに通知することにより契約を解除することができるようにするなど、解除事由も考慮しながら規定します。

このようにきちんと契約書に明記してあれば、原則としてそのとおりになるのですが、明記されていない場合は、法律に従うこととなります。今回はそこに改正がありました。

今回の債権法改正前までは、契約に規定のない限り、債務不履行について相手方に帰責事由がある場合でなければ、契約は解除できませんでした。そして、売買の対象物が確定した後であれば、相手方がその義務を履行しなかったとしても、義務を履行しなかったことが相手方の責任でない場合は、こちらは義務を履行しなければならなかったのです。例えば、建物の売買契約を締結した後に、震災で売主には何も責任がないのにその建物を引渡す物がなくなってしまう場合、買主は、原則として建物をもらえないのに、代金を支払わなければなりませんでした。

それが、債務の履行を得られない債権者は、債務者の帰責事由の有無を問わず、契約を解除できることになりました。すなわち、売主が製品を引渡すことができなくなってしまった場合、それが売主の責任でなかったとしても、買主は契約を解除すればお金を払う必要がなくなったのです。

契約解除の手続きですが、債務の全部の履行が不能な場合など、あらためて義務を果たせと通知しても、義務を履行できる可能性がない場合（改正民法に列挙されていますが、ここには細かくは記載しません。必要に応じてご相談ください。）は、ただちに契約を解除することができますが、そうでない場合は、契約を一定期間内に履行するように通知して、その間に履行されないときにはじめて解除できることになります。契約を履行するチャンスをあげなければならないのです。

なお、契約解除のために、相手方の帰責事由は必要なくなりましたが、債務不履行が、契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である時は解除はできません。

ただし、債務不履行になったのが、債権者に帰責事由がある場合は、債権者は契約を解除することができず、その債務を免れることができません。例えば、製品を買主に引渡す前に、買主の不注意で対象の製品が滅失してしまった場合は、買主はお金を払わなければならない、ということです。

また、売主が買主に目的物を引渡した後に、当事者双方に責に帰することができない事由によって生じた目的物の滅失又は損傷について、買主はこれを理由とする責任追及はできません。つまり、買主は代金を支払わなければならないのです。取引の感覚として、それが公平ですよ。

いずれにしても、どのような場合に解除できるかについて、契約に書いておけば原則としてそのとおりになるので、納得できるように契約をつくりましょう。

### 3. 債権譲渡

多くの契約で、契約上の地位や**債権の譲渡を禁止する条項**をいれます。売買契約でも、支払先を勝手に移転することができる、振り込む銀行口座が変わるだけならあまり不利益はないかもしれませんが、取り立てが厳しくなることがありますし、手間も変わってくる可能性があるため、このような条項をいれることも多いです。

**この条項に違反して、たとえば売主がその売買代金債権を第三者に譲渡した場合、旧法では無効でしたが、改正法では、有効になりました。**ただし、当該債権の譲受人が、**譲渡制限特約について悪意又は重過失である場合には、債務者（買主）は、譲受人（当初の売主から債権を譲り受けた人）に対する債務の履行を拒むことができ、かつ譲渡人（当初の売主）に対する弁済等の債務消滅事由をもって、譲受人に対抗できることになりました。**すなわち、債権譲渡自体は有効になりましたが、債権の譲受人が譲渡制限特約について知っていたり、知らなかったが本来知っているべきだった場合は、当初の売主に支払ったり、又は当初の売主の対して持っている債権と相殺する場合には、それを譲受人にも主張できます。もちろん、譲渡先に払っても有効です。

### 4. 契約成立時期

契約は、原則として申込みと承諾によって成立します。契約書に署名することは要件になっていません（ただ、申込みと承諾があったことを証拠として残すために大変重要です）。

この契約について、旧法では承諾を発信したときに成立したようになっていましたが（発信主義）、**改正法では、承諾が相手方に到達したときに成立したことになります（到達主義）。**

郵便でやりとりをしている場合には、申込みに対して、承諾を手紙で出したがそれが届かない場合、申込みをした人が知らない間に契約が成立してしまうというリスクがありました。到達主義にすればそのリスクはなくなります。最近はアドレスを間違っていない限りはメールが届かないリスクは少ないですし、その時差もほとんどないですから、承諾を発した時か、到着した時かが問題となることはほとんどないかもしれませんが、万一の場合には、これが問題になることもないとはいえません（だから改正されたのだと思います）。なお、契約がいつ成立するかについても、**契約に規定してあればこちらが優先し、そのとおりになります。**

### 5. 最後に

改正民法の売買契約に対する影響については、以上です。今回は解説しませんでした。が、**業務委託契約や請負契約に関しては、瑕疵担保責任、仕事が途中で完成しなくなった場合の割合的報酬請求権、注文者が破産手続き開始決定を受けた場合の請負人の解除権**なので改正されています。

契約を作成する際には、作っている条項が法律どおりか、法律とは違うかは当然意識しますし、当事者の意向にあわせて作った条項が**法律違反になって無効**になることはないかも確認します。**契約の条項の意味も、法律を前提に解釈します。**また、取引や、両当事者の立場に応じて、交渉の段階で、「民法ではこうなっているから」というのは、**落としどころを見つけるための一つの考慮要素になることもあります。****国際取引契約では、そもそもこの法律が適用されるかについても契約に明記**しますし、また契約内容を交渉する際の、なかなか合意できない条項の一つになったりします。

繰り返しになりますが、改正民法を含む法律に規定してあることでも、契約に規定しておけば、契約が優先するものが多くあります。取引に関して万一紛争が発生した時に自社が不利にならないように、様々な紛争の類型を考慮して、丁寧に契約書を作成することを強くお勧めしています。相手方の窓口が信用できるいい人に見えても、**普通に相手方に一方的に有利な契約書案がでてきたりします。**いくら相手がいい人でも軽々しく契約書に署名したりせず、信頼関係と契約書の内容は別物と理解して、ドライに確認する必要があります。**相手方が大会社であっても交渉に応じてくれるものです。**

今まで同じ契約書のフォームを使っていたらやる会社も多いかと思いますが、改正への対応をする機会に、他の条項についても、自社に不当に不利な条項が規定されていないか、問題が起こる前に確認されてみてはいかがでしょうか。

#### 事務所情報

東京都港区六本木1-4-5  
アークヒルズサウスタワー16F  
TEL(代表): 050-1748-9706  
Email: takeo.nishiwaki@ripple-law.com

西脇威夫  
<http://nishiwakilaw.com/>  
化粧品・美容関連業のための経営戦略相談室  
<https://cosme-law.com/>